

京都市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第66号

京都市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

京都市情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。

第12条中「総合企画局デジタル化戦略担当局長」を「総合企画局プロジェクト・デジタル化戦略担当局長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(総合企画局デジタル化戦略推進室)